

公的補助金つなぎ融資



2019年1月4日現在

商 品 名	公的補助金つなぎ融資
ご 利 用 い だ け る 方	<p>以下の条件をすべて満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫営業地区内（多摩地域およびその周辺）にて事業を営む法人または個人の方、および事業管理機関に指定された法人または各種団体（TLO等） ・当金庫の定める補助金、助成金、委託費（以下「補助金等」という）（注）を利用する方 ・補助金等交付団体から直接補助金等を受領する方 <p>（注）… 経済産業省、国土交通省、環境省、東京都、市区町村、（独）中小企業基盤整備機構、（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構、（公財）東京都中小企業振興公社等が交付元の補助金（詳しくはお問い合わせください）</p>
お 使 い み ち	補助金等を受ける事業に要する運転資金・設備資金
ご 融 資 限 度 額	採択を受けた補助金等交付決定金額、または委託を受けた委託費決定金額以内
ご 利 用 期 間	補助金等交付決定通知より補助金等を受領するまでの期間（ただし、2年を限度とする）
ご 融 資 利 率	当金庫所定の金利（固定金利）
ご 返 済 方 法	期日一括返済
保 証 人	<p>「経営者保証に関するガイドライン」[*]に基づいた対応とさせていただきます。</p> <p>※「経営者保証に関するガイドライン」については、当金庫ホームページおよび店頭設置のチラシをご参照ください。</p>
担 保	原則として不要
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込受付時に「申込んでいる補助金等の内容が分かる書類」（例：「補助金申請書」「提案書」等）本審査受付時に「補助金等の交付が決定したことが分かる書類」（例：「補助金交付決定通知書」「委託契約書」等）また、事業が採択されたことが分かる書類があれば、あわせて確認させていただきます。 ・お借入までに、補助金等の受領専用口座として、普通預金口座を新規に0円で開設いただきます。なお、既に補助金等実施団体に対し、補助金受領口座を指定済みの場合、新規に開設いただいた普通預金口座を受領口座に変更いただく必要がございます。 ・補助金のお使いみちの確認として、補助金等を受ける事業の終了後、「補助金等の金額が確定したことが分かる書類」（例：「補助金額確定通知書」等）を確認させていただきます。 ・補助金等を受ける事業の実施状況の確認についてご協力ください。 ・代表者の保証を免除する制度もございます。（ご融資利率+1.0%） ・お申込みに際しましては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・当金庫のご融資金額が一定額以上の場合には、当金庫に出資していただき会員になっていただく必要がございます。当金庫の地区、出資の条件等詳しくはお問い合わせください。 ・現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫の本支店にお問い合わせください。